

〔『法学新報』第33巻8(380)号 大正12年8月1日〕

○判検事の二回試験制廃止 司法省に於ては判検事有資格者を一个年半司法官試補として各控訴院所在地の地方裁判所に分遣し裁判事務を修習せしめたる後更に東京に集めて二回試験を執行し其合格者を判検事に任命し來りたりしか経費上の関係及び試験制度の弊害に鑑み今後は此制を廃し一个年半の修習期間終了者は事務処理の成績考査の上優良の者より漸次判検事に任命することに改正すへしと